



令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた取組などをお知らせします！

英検検定料を助成しています



市では、市内の中学校に通う3年生を対象に実用英語技能検定（第2回）の検定料を助成する「中学校英語技能検定取得推進事業」を実施しています。

この事業は、グローバル化に対応した英語教育を推進し、英語で自分の考えを伝えられる語学力を持つ生徒を育成することを目的に行われています。

これにより、生徒の英語力と学習意欲の向上を図っています。

【参考】令和3年度実施結果

市内の中学校に通う3年生 英検3級以上取得率51%

ご遺族の手続きをわかりやすく「おくやみハンドブック」

問合先 市民課戸籍担当

身近な方が亡くなられたことに伴う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」（フルカラー）を作成しました。市役所での手続きだけでなく、その他の手続きについても掲載しています。

「おくやみハンドブック」は死亡届を提出されたご遺族や代りの葬祭業者にお渡しします。ご希望の方には下記の場所でも配布します（部数に

限りあり）。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※ このハンドブックは、(株)ジチタイアドとの協働のもと、協賛企業の協力により作成しています

主な配布場所
市民課、健康長寿課、若葉駅前出張所、各市民センター、社会福祉協議会

鶴ヶ島中学校と西中学校の学校再編に関する市民説明会を開催します

問合先 学校教育課学校再編担当

令和9年4月開校を目指して、鶴ヶ島中学校と西中学校の学校再編を予定しています。学校再編の必要性や再編の取組について、市民説明会を開催します。

対象 どなたでも参加可

その他

- ・当日は、体温を測定し、発熱や風邪症状がある場合には参加を控えてください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、受付で、氏名・住所・連絡先・当日の体調などを確認します。
- ・7月予定の国政選挙の日程により、説明会の日時・会場を変更する場合があります。

期日	時間（1時間程度）	会場	定員
6月26日(日)	10時～	西市民センター	90人程度
	13時30分～	北市民センター	
6月29日(水)	19時～	西市民センター	
7月 2日(土)	10時～	北市民センター	
	13時30分～	西市民センター	
7月 6日(水)	19時～	北市民センター	

※ 開会 30 分前から受付を開始します。コロナ禍のため、入場者数を制限する場合があります

※ 駐車場には限りがありますので、ご注意ください

令和3年度下半期財政状況をお知らせします

問合先 財政課財政担当



市の財政状況については、毎年2回定期的にお知らせしています。

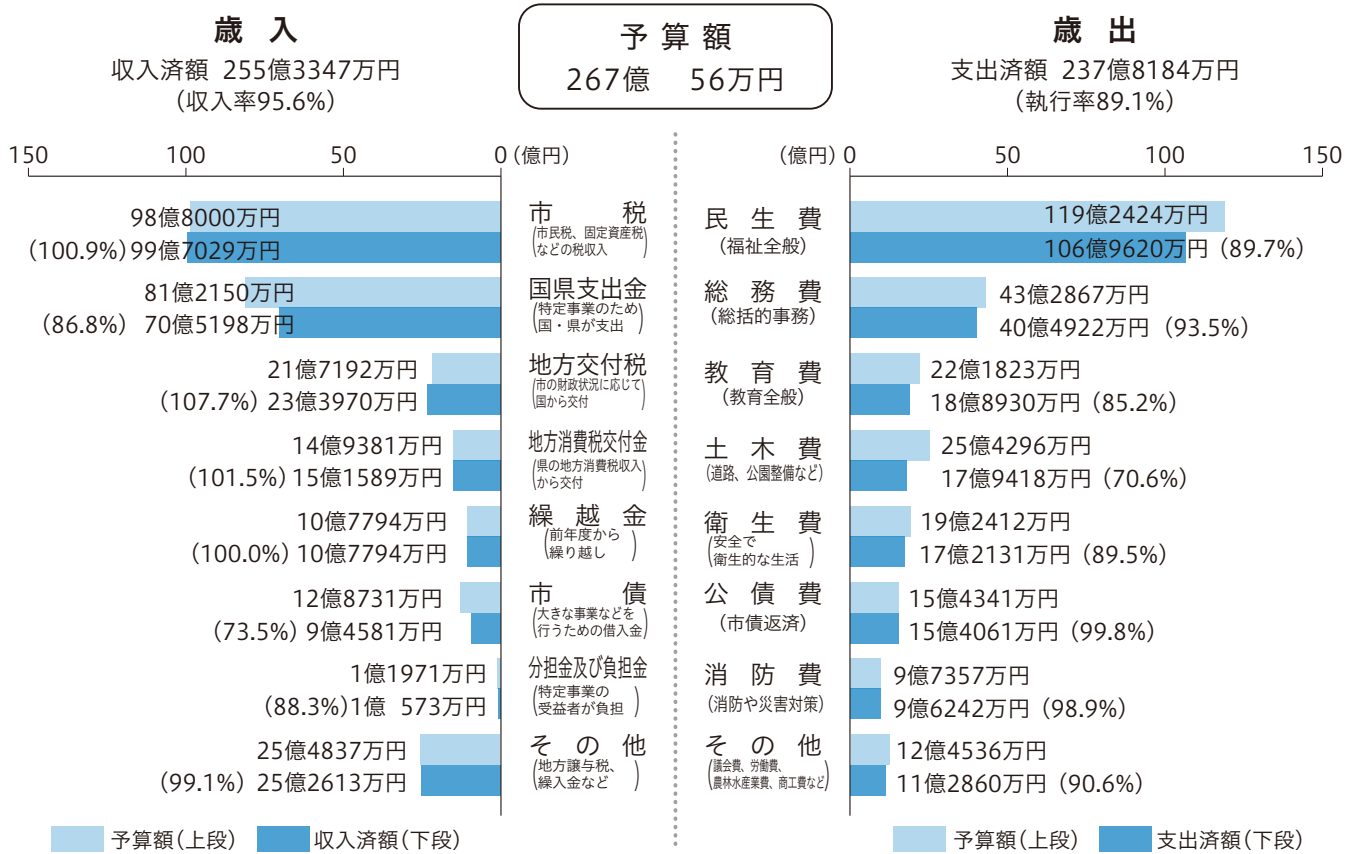
今回は、令和3年度上半期（4月～9月）の収支状況に下半期（10月～3月）の状況を加えた数値をお知らせします（公表した数値は令和4年3月31日現在のものです）。

なお、令和3年度の一般会計当初予算額は209億1000万円です。これに57億9056万円を追加し、最終予算額は267億56万円となりました。

また、市の会計では5月末日までが現金の収入・支出を整理する期間ですので、今回公表する額は決算額とは異なります。令和3年度決算額は、あらためてお知らせします。

※ 各数値の万円未満は四捨五入の上、端数処理しています。

一般会計



特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
国民健康保険	71億5524万円	69億3758万円	97.0	68億4735万円	95.7
後期高齢者医療	8億5474万円	8億5519万円	100.1	8億2541万円	96.6
介護保険	48億6147万円	46億9019万円	96.5	43億 7万円	88.5
一本松土地区画整理事業	1億5390万円	1億5223万円	98.9	1億 124万円	65.8
若葉駅西口土地区画整理事業	3億7205万円	2億6971万円	72.5	2億9952万円	80.5

児童手当制度が改正されます

問合先 こども支援課子育て支援担当

現況届の提出が原則不要になります

これまで、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月1日現在の現況届の提出が必要でしたが、令和4年度分の現況届からは、市が住民基本台帳などで現況を確認できるようになったため、次の方を除き、現況届の提出が不要となります。

現況届の提出が必要な方

- ・離婚協議中の配偶者と別居している方
 - ・DV避難などにより、鶴ヶ島市に住民票がない方
 - ・その他、市から提出の案内があった方
- ※ 該当者には、6月上旬までに市から現況届を送付しますので、6月中旬に必ず提出してください

所得要件が見直されます

令和4年10月支給分から、所得上限額以上の方は、受給資格が消滅し、特例給付の支給がなくなります。

※ 扶養親族などの人数は、令和3年分所得申告の際の人数です

扶養親族などの人数	所得上限額	収入額の目安
0人	858万円	1071万円
1人	896万円	1124万円
2人	934万円	1162万円
3人	972万円	1200万円



詳細はこちら

※ 扶養親族などが4人以上の場合、1人につき38万円ずつ上限額を加算します

※ 受給資格が消滅したあとに、所得上限額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります

詳しくは、市からの案内通知（6月上旬までに児童手当を受給しているすべての方に郵送します）または市ホームページをご確認ください。

代理人、第三者による戸籍・住民票取得の確認に！「本人通知制度」

問合先 市民課戸籍担当

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍の証明などを、代理人や第三者（職務上請求できる人など）に交付したとき、その事実を本人に通知する制度です。事前の登録が必要です。

自分の住民票の写しなどが第三者に交付されたことや、委任した請求が行われたことが通知されるので、不正取得による権利侵害の抑止に役立ちます。

また、本人通知制度が一般に周知されることにより、委任状の偽造や、差別につながる身元調査などの未然防止に効果があります。

一度登録すれば更新は不要です。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合は、変更の手続きをお願いします。

受付場所 市民課、若葉駅前出張所（ワカバウォーク内）

登録できる方 市に住民登録または本籍のある方（住民票の除票や除籍などのある方を含みます）

登録に必要なもの

① 申請書（ホームページからダウンロードできます）

② 本人確認書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など）

法定代理人が登録する場合

①、②および法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本など）

代理人が登録する場合

①、②および委任状

※ 代理人が同一世帯の方の場合、委任状は不要です

通知対象となる証明書

・住民票（除票を含む）の写し（本籍が記載されたもの）

・住民票記載事項証明書（本籍が記載されたもの）

・戸籍附票（除附票を含む）の写し

・戸籍（除籍を含む）謄抄本

・戸籍記載事項証明書

通知内容 交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人または第三者の別）

※ 代理人や第三者による申請内容については、鶴ヶ島市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示を請求することができません（証明書を取得した代理人や第三者の個人情報は開示できません）

民生委員・児童委員の社会調査について

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

民生委員・児童委員は、担当地域の中で支援の必要な方を把握し、見守り活動などにつなげていくため、年間を通じて社会調査(訪問活動)を行っています。

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、主に高齢者世帯のお宅に民生委員・児童委員に関するチラシなどのポスト投函や必要に応じて訪問をします。

訪問の際には、世帯構成や緊急時の連絡先などをお聞きする場合があります。

民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣の委嘱を受けた、地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、県の非常勤の地方公務員です。

鶴ヶ島市の民生委員・児童委員の担当区域は、107地区に分かれていて、それに加え、子ども子育てに関する支援を専門に行う主任児童委

員が、各小学校区で活動しています。

それぞれの担当区域において、身近な相談相手となり、市民の立場に立って相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

秘密を守ります

民生委員・児童委員には、法律により秘密を守ることが義務付けられています。

職務上知り得た相談内容や情報を他の人に漏らすことはありません。安心してご相談ください。



民生委員・児童委員

マイナンバーカード交付ブースを設置しました

問合先 市民課住民記録担当

市役所1階ロビーにマイナンバーカード交付専用ブースを設置しました。



マイナポイントについて

マイナポイントの申込みは、9月30日(金)までにマイナンバーカードの申請をした方が対象です。なお、健康保険証と公金受取口座の登録に対するポイント付与については、6月開始予定です。詳しくは、マイナポイントホームページをご覧ください。



詳細はこちら

市民課では、マイナポイント申請支援を、平日以外に土曜日の午前中も行っています。

※ 6月4日(土)0時から5日(日)22時までシステムメンテナンスのためマイナポイントが利用できません

マイナンバーカードの申請支援を行っています

市役所市民課・若葉駅前出張所では、マイナンバーカード用に顔写真を撮影し、オンライン申請する支援を行っています。ぜひ、ご利用ください。

場所・日時

市役所市民課 平日8時30分～16時30分
若葉駅前出張所 平日および土・日曜日9時～17時

持ち物

・個人番号カード交付申請書
・本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのものは1点、保険証や年金手帳など顔写真付きでないものは2点確認となります)

※ その場でのカードの発行はできません。カードができるまで、1か月程度かかります。

医療機関の適正受診にご協力ください

問合せ先 こども支援課子育て支援担当、障害者福祉課障害者福祉担当

こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費は、福祉の向上を目的として助成する制度です。

受給対象者は、受給者証と健康保険証を提示することにより、鶴ヶ島市および坂戸市内の医療機関窓口での支払いがなくなり、必要な医療が受診しやすくなっています（例外もあります）。

助成対象分は市と県の自主財源によりまかなわれています。いつでも安心して医療が受けられるように、各医療制度の安定した運営のため、次のようなことを実践し、ご協力をお願いします。

休日や夜間の安易な受診は避けましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、軽い症状にも関わらず休日や夜間に救急外来を訪れることで救急外来が混みあい、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたします。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

埼玉県A-1救急相談をご利用ください

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談できる埼玉県A-1救急相談が整備されました。緊急の場合は、埼玉県救急電話相談（#7119）と併せてご利用ください。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、健康管理や初期の治療をしてくれる身近なお医者さんのことです。かかりつけ医を持つと、本人や家族の病状などを把握しているのでもしものときに適切で迅速な対応をしてもられます。

安易な重複診療はやめましょう

同様の症状または病気で複数の医療機関を受診することはやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう心配があります。受けている治療に不安があるときは、医師に相談しましょう。

公益通報者保護制度について

問合せ先 産業振興課商工労政担当

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ有効成分・同じ効き目で、新薬と比べ開発費が少ないために価格の安いお薬です。

※ 市では「ジェネリック医薬品希望シール」を、こども支援課と障害者福祉課窓口で配布しています



国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇などの不利益な取扱いから保護されるべきものです。

「公益通報者保護法」は、このような観点から、通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを明確にしています。しかし、近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たないため、事業者に対

し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備など窓口設定、調査、是正措置などの義務付けなどを規定した、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が6月1日に施行されます。

公益通報者保護制度について、詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。



消費者庁HP
はこちら

市では、外部の労働者からの公益通報および公益通報に関する相談を受け付けるための窓口（通報窓口）を産業振興課（市役所2階）に設置しています。

男女共同参画社会について考えてみませんか

問合せ 女性センター ☎287・4755

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

国の男女共同参画推進本部は、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、市ではこの期間に合わせて「ハートモニーふれあいウィーク」を実施しています。

今年は、6月16日(木)から29日(水)まで市役所1階ロビーにおいて男女共同参画社会の実現に向けた展示を行います。この機会に一緒に考えてみませんか。

無意識の思い込み

(アンコンシャス・バイアス)

性別による固定的な役割分担意識は、女性だけでなく、男性にとつての生きづらさにもつながります。男女共同参画が進みにくい要因の一つとして、長年にわたって人びとの中に刷り込まれた無意識の思い込みがあることが挙げられます。

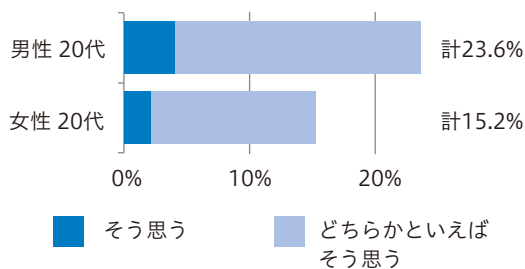
「男だから」、「女だから」といった考え方は、一人ひとりが持つ可能性を制限してしまう場合

があるとともに、子どもたちの将来の目標などが、その考え方の影響を受けてしまう場合があります。

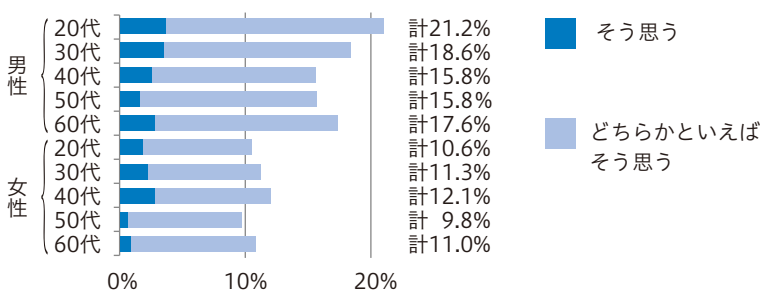
私たちの身の回りでは

内閣府男女共同参画局が実施した調査によれば、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」という項目に対して、「そう思う」と回答した割合は、女性よりも男性の方が高く、年代が高くなるほど、その傾向が強いことがわかりました。また、20代同士の男性と女性を比較すると、8・4ポイントの差が見られました。

「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」と思う人の割合



「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」と思う人の割合



また、職場の役割分担に関するもののうち、「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」という項目に対しては、女性よりも男性の方が、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が、全ての年代において高い結果となりました。

これらのグラフは、内閣府男女共同参画局の「令和3年度性別による無意識の思い込み(アン

コンシャス・バイアス)に関する調査研究」から抜粋したものです。



調査結果全体
はこちら

男女ともに活躍するために

女性の視点を経営に取り入れると、柔軟な働き方ができる職場環境になることが期待できます。このことは、地域に多様な人が活躍できる事業所が増えることにつながります。

このため国では、「第5次男女共同参画基本計画」の中で、民間企業の各役職段階に占める女性の割合を高めることを成果目標の一つに掲げています。

男女の性別役割の違いによって生じる格差のことを「ジェンダー・ギャップ指数」といいますが、日本は、特に経済分野と政治分野で女性の活躍が進んでいないために、156か国中120位という順位となっています。

男女ともに活躍できる社会にするには、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みをなくしていくことが大切です。